

日本市民安全学会会則

2004（平成16）年 4月25日制定
2004（平成16）年 4月25日施行
2005（平成17）年 1月29日改正
2006（平成18）年 11月11日改正
2007（平成19）年 3月18日改正
2008（平成20）年 5月1日改正

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、日本市民安全学会と称する。

（目的）

第2条 本会は、市民安全学に関する調査・研究、啓発・普及及び関係機関・団体・実務者・研究者等の相互の連携・協力を図り、犯罪被害の未然防止等市民生活の安全を確保するとともに、市民安全学の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）市民安全学の調査・研究
- （2）大会の開催及び研究会・講演会の開催
- （3）市民安全に関する関係機関、団体等との交流
- （4）市民安全学の啓発・普及及び講師の派遣
- （5）調査研究の受託
- （6）刊行物の発行
- （7）その他必要な事業

第2章 会員

（会員）

第4条 本会の会員は、正会員、名誉会員、特別会員及び法人会員とする。

（正会員）

第5条 正会員は、本会の趣旨に賛同し、市民安全学または関連領域の専門的知識や経験を持ち、市民安全学の発展・普及に寄与できる者で、理事会の承認を得た者とする。

（名誉会員）

第6条 名誉会員は、市民安全学の領域において特に功労のあった者で理事会が推挙し、総会の承認を得た者とする。

（特別会員）

第7条 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を後援するため財政的援助等をなした者で、理事会の承認を得た者とする。

(法人会員)

第8条 法人会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業を援助するため財政的支援等をなした法人で、理事会の承認を得た法人とする。

(入会)

第9条 本会に入会を希望する者(法人も含む)は、入会申込書個人用(第1号様式)若しくは、法人用(第2号様式)に必要事項を記入し、理事会に提出しなければならない。

2 前項の届出があった場合、理事会は入会の可否について審議しなければならない。

3 入会の承認を得た者は、当該年度の会費を速やかに納入しなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、本会の行う行事に参加することができ、また本会の発行する刊行物の配布を受けることができる。

(退会)

第11条 次の各号に掲げる者は、本会を退会したものとみなす。

(1) 本会を退会する意思を表明した者

(2) 第25条で定める会費を2年間連続で未納した者

(除名)

第12条 次の各号に該当する者は理事会の決議により除名することができる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損した者

(2) 本会則に従わない者

第3章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 顧問 若干名

(4) 理事 35名以内

(常任理事及び全国理事並びに特命理事)

(5) 評議員 若干名

(6) 委員 若干名

(7) 監事 2名

(役員を選出等)

第14条 役員を選出は次による。ただし、法人会員は、役員として就任することはできない。

(1) 会長及び副会長は、理事の互選とし総会の承認を得るものとする。

(2) 顧問は、理事会の承認を経て総会で決定する。

(3) 理事は、別に定める規定により選出する。

(4) 常任理事及び全国理事等は、理事会において互選する。

(5) 評議員及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(6) 監事は、会長が推薦し総会の承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるときは、理事会が指定する副会長が会務を総括する。

(3) 理事は、会長とともに理事会を構成し、本会の運営にあたる。

(4) 評議員は、理事会の諮問に応じる。

(5) 委員は、会務を補佐する。

(6) 監事は、本会の会計及び会務の運営状況を監査する。

(常任理事及び全国理事等の役割)

第16条 理事は、常任理事と全国理事で構成する。

2 常任理事は、次に掲げる役割を担当するものとする。

(1) 総務担当常任理事は、学会の基本方針の策定、各種会議の運営関すること。

(2) 事務局担当常任理事(事務局長)は、事務局運営及び会員管理に關すること。

(3) 企画担当常任理事は、各種事業の企画及び組織強化に關すること。

(4) 広報担当常任理事は、会員の相互連絡システムの管理及びHPなど学会の広報(紹介)等に関する事。

(5) 研究担当常任理事は、各種調査研究及び大会研究発表、フォーラム運営等に関する事。

(6) 会計担当常任理事は、会費及び会計管理に關すること。

3 全国理事等は、次に掲げる役割を担当するものとする。

(1) 全国理事は、組織強化、支部活動及び地域関係機械・団体との連携に關すること。

(2) 大会支援理事・大会現地理事などの特命理事は、必要に応じて会長が任命し、会長の特命事務を担当するものとする。

(役員の仕事)

第17条 会長、理事、評議員、委員、監事の仕事は1期2ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期中中において、第14条に掲げる役員が必要と理事会が認めたときは、同条の規定に基づき、任期中中でも役員を選出できるものとする。

3 顧問の仕事は、特に定めないものとする。

第4章 会議

(理事会)

第18条 理事会は、会長が招集する。なお、半数以上の理事が理事会の開催を求めた場

合、会長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

2 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。

3 理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって決定する。

4 理事会は、常務の執行を常任理事会に委任することができる。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、前条第4項の規定に基づき、理事会の常務を執行しなければならない。

2 常任理事会は、会長が招集する。なお、半数以上の常任理事が常任理事会の開催を求めた場合、会長は、すみやかに常任理事会を招集しなければならない。

3 常任理事会は、常任理事の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。

4 常任理事会の議は、出席者の過半数の賛同によって決定する。

(総会)

第20条 総会は、全会員をもって組織し、次の事項を審議する。

(1) 事業の執行結果及び事業計画の承認

(2) 役員を選任

(3) 名誉会員の決定

(4) 予算及び決算の承認

(5) 会費に関する事項

(6) 会則の改正

(7) その他理事会が必要と認めた事項

2 総会は、年1回開催するものとし、理事会の議を経て会長が招集する。このほか、理事会が必要と認めた場合、臨時に開催することができる。なお3分の1以上の会員が総会の開催を求めた場合、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

3 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもってこれに代えることができる。

4 総会の議は、出席者の過半数の賛同によって決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務局及び事務所は、会長の指定する場所に置く。

2 事務局は、事務局担当常任理事(事務局長)の指示により、会長印の管理、各種資料の管理、会員への連絡などの事務を行うものとする。

第6章 部会

(部会)

第22条 本会に、会則第3条に定める各種事業を効率的に実施するための部会を設置する

ことができる。

2 部会を設置する場合は、理事会の承認を得なければならない。

第7章 支部

(支部)

第23条 本会に、会則第3条に定める事業を効率的に実施するための活動拠点として、支部を設置することができる。

2 支部を設置する場合は、理事会の承認を得なければならない。

第8章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入によって支弁する。

(会費)

第25条 通常会員の会費は年額3,000円とし、年度初めに納入するものとする。

2 法人会員の会費は年額1口30,000円とし、年度初めに納入するものとする。

3 国外に在住し、かつ国内に連絡先を有しない者の会費の額は、理事会の定めるところによる。

4 退会者には、納付した会費は返納しないものとする。

(予算・決算)

第26条 理事会は、予算を編成し、総会の議を経ることを要する。理事会は、また、前年度の事業報告・収支決算を作成し、監事の承認を経て総会に報告する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 解散・委任

(解散)

第28条 本会を解散しようとするときは、会員の4分の3以上の承認により解散できるものとする。

2 開催時の本会の財産処分は、理事会に諮り定めるものとする。

(委任)

第29条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮って定め、総会に報告しなければならない。

第10章 補則

(施行)

第30条 本会則は、2004(平成16)年4月25日より施行する。

(改正) 2005(平成17)年1月29日改正 第8条及び第22条第2項の法人会員規程の追加。

(改正) 2006(平成18)年11月11日改正 第13条第1項第2号の副会長を1名から2名に改正。

(改正) 2007(平成19)年3月18日改正

- ・ 第2条、第3条、第5条、第9条第1項、第12条、第13条、第14条、第15条、第17条第1項、第20条第1項、第20条第4項、第21条を一部改正
- ・ 第9条第2項、第9条第3項、第11条、第16条、第17条第2項、第17条第3項、第19条、第20条第3項、第22条、第23条、第25条第4項、第28条、第29条を追加

(附則) 会則第17条役員任期について、特例処置として2006(平成18)年度役員
の任期を2007(平成19)年3月31日までとする。

2007(平成19)年度役員
の任期を2007(平成19)年4月1日から2008(平成20)年3月31日までとする。

(改正) 2008(平成20)年5月18日改正 第13条第1項第7号の監事を1
名から2名に改正